

規範意識を高める学校・家庭・地域の相互連携の在り方に関する研究 —学校・家庭・地域の相互連携を核とした道徳教育の推進— （中間報告）

社会全般の規範意識向上が急務である。児童生徒及びその保護者を対象に、規範意識に関する調査を行った。その結果を踏まえながら、規範意識を高めるための学校や家庭、地域の役割を模索している。家庭や地域の教育力が児童生徒へ効果的に働くよう、新学習指導要領で位置付けられた道徳教育推進教師などが中心となり、「顔が見える話し合い」をきっかけに「目標を共有」し、「互いに有益」となる相互連携の実践を進めた。その結果、家庭や地域の人とかかわる体験活動や道徳の時間を通して、児童生徒は自己を見つめ、共によりよく生きるよさを感じ始めている。

<検索用キーワード> 規範意識 実態調査 自己肯定感 道徳教育
新学習指導要領 道徳教育推進教師 相互連携

研究会委員

あま市立甚目寺西小学校教諭	鈴木 文博（平成21年度）
豊橋市立岩西小学校教諭	稲田あけみ（平成21年度）
武豊町立武豊中学校教諭	岩橋 雅高（平成21年度）
刈谷市立朝日中学校教諭	吉田 幸和（平成21年度）
県立守山高等学校教諭	菅原 弘勝（平成21年度）
総合教育センター経営研究室長	浅井 厚視（平成20,21年度）
総合教育センター研究指導主事（現教科研究室長）	川澄 誠（平成20年度）
総合教育センター研究指導主事（現県立旭丘高等学校教諭）	小塩 卓哉（平成20年度）
総合教育センター研究指導主事	宮崎 千智（平成21年度）
総合教育センター研究指導主事	岡村 直樹（平成21年度）
総合教育センター研究指導主事	平手ゆり子（平成21年度）
総合教育センター研究指導主事	貝沼 眞幸（平成20,21年度主務者）

1 はじめに

子供を取り巻く家庭や地域の環境は厳しくなっている。核家族化、少子高齢化社会となっているのは周知の事実である。激しく変化する経済中心の社会で、価値観は多様化し、機械化、情報化などによる効率化により人間相互のかかわりが減少した。交通網と情報通信網の急速な発展により生活拠点が必ずしも地域である必要もなくなり、その結果として、地域コミュニティ崩壊が懸念されている。

遊び場の減少、不審者の増加などに、家庭用ゲームやインターネット、携帯電話の普及が拍車をかけ、児童生徒の育ちや生き方も変容している。特に、「ジコチュー」と「引きこもり」のように自尊感情は二極化が進行するなど、人間関係を形成する力や社会性に未熟さを感じる。公共の場でのマナー

は低下し、新聞紙上の読者の投書欄では、電車の中のマナーや店での大人や子供の振る舞いを嘆く内容が絶えない。肝心の本人は周囲から注意されても、悪びれた様子もなく平然としている。

学校現場では、いじめ・不登校など従来から続く教育課題に加え、情報モラルの指導や発達障害への対応など新たな課題も生まれている。このような多くの課題を抱えつつ、教師は、生きる力をはぐくむために道徳教育を柱に、体験活動や言語活動の充実を図っている。また、服装違反や遅刻者への指導などをはじめ、あいさつや返事の仕方や言葉遣い、食事のマナー、履物そろえなど基本的な生活習慣も重視し、粘り強く指導している。学校での指導が効果的に働くよう、児童生徒の生活拠点である家庭や地域との相互の連携が必要である。

2 教育基本法の改定

教育基本法が60年ぶりに改正された。その前文には「公共の精神」を尊ぶことが掲げられ、第2条には「教育の目標」として「豊かな情操と道徳心を培う」ことや、「自律の精神」「公共の精神」「生命を尊び、自然を大切にす態度」など育成されるべき児童生徒へ求める具体的な姿が示された。さらに、第10条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」と明記され、保護者の責任が改めて強調されている。第13条には「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」として、家庭や地域との連携及び協力が記されている。学校だけでなく社会全体が連携して、まさに「社会総がかり」で、児童生徒の公共の精神をはじめとする道徳性を育成することが謳われている。

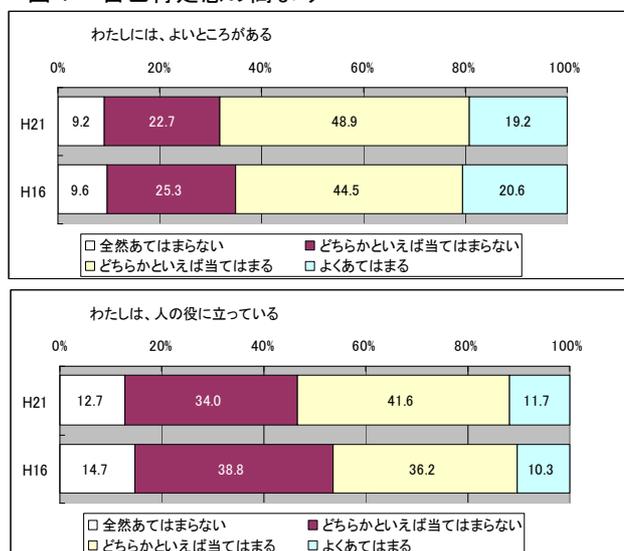
3 規範意識の醸成にかかわる先行研究

総合教育センターでは、平成16年度から平成18年度の3年間に、「豊かな心の育成を目指す指導の在り方」に関する研究を行った。自己肯定感や規範意識にかかわる実態調査と実践により、次のように成果と課題をまとめている。

- ・規範意識の醸成には、自己肯定感と過去の体験が深くかかわることが分かった。
- ・「言葉」と「体験」を意識し、幼小中高による異校種連携に取り組み、一定の成果があった。
- ・社会全般の傾向として「よい子志向」「同調志向」が強く、周囲（含む慣習）により、規範が乱れると修復困難であることが分かった。
- ・家庭の機能低下、地域の間人関係希薄化が見られる。
- ・地域に開かれた学校経営による、家庭・地域の価値再生が必要である。

これまで、各学校では体験活動を重視し、学習の充実を図ってきている。当センターの平成16年度と平成21年度の調査を比較すると「わたしにはよいところがある」「わたしは、人の役に立っている」と感じている児童生徒の割合は、図1のように、この5年間で増加傾向にあり、「自己肯定感」は高まってきているととらえることができる。

図1 自己肯定感の高まり



4 研究の目的

家庭や地域の価値再生を含め、児童生徒の規範意識を高めるための効果的な相互連携の在り方に関する研究を進めるために、本研究の目的を次のように設定した。

規範意識に関する実態調査や実践を通して、学校、家庭及び地域の役割を明確にしなが、規範意識を高める効果的な相互連携の在り方を探り、各学校の道徳教育推進や家庭及び地域の教育活動の具体的な指導や支援に役立てる。

5 規範について

教育基本法の改定や学校教育法の改正に合わせ、平成19年5月には、衆議院の教育再生に関する特別委員会などによって、社会の事象を取り上げながら、規範について論議がなされた。その論議の内容や文献を参考にしながら字義的な意味も踏まえて、規範を次のようにとらえた。

ある物事に対しての是非、善悪を判断、評価したり、行動したりするときによりどころとなる価値の基準。法律、ルール、道徳、その集団の慣習が基準となりうる。

また、規範意識とは、集団にある規範に対する行為者の価値意識やそれに従おうとする態度であるととらえる。集団の構成員は、その集団が集団として機能するよう、集団の規範に従って同調することが求められる。

これまでに規範意識については様々調査され、「人のものを盗る」「列に割り込む」等、相手若しくは集団に対しての利害が明確で、著しく迷惑となる行為と判断できることについては、依然として規範意識が高いことが分かる。しかし、「校則を守らない」「授業を抜け出す」といったそれぞれの学級や学校によって求められている規範については、権威によって維持されているケースが多く、特に校則については年齢があがるにつれ児童生徒には受入しがたいものとなり、心の成長に伴う権威への抵抗もあって、規範意識が低くなることが分かる。また、自分に近い存在、例えば親や友達との間には、規範意識が保たれるが、他人など存在が遠くなるにつれ規範意識が薄れる傾向も挙げられている。

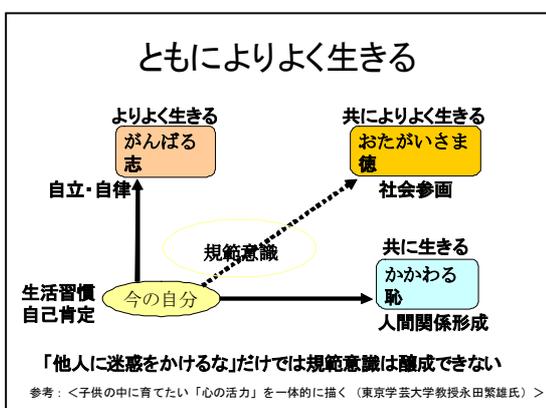
規範意識は、自然に身に付くものではなく、様々な場面で人・もの・こととかかわる中で形成されるものであると考える。例えば、子供は遊び仲間を形成し、その集団のルールに従って遊んだり、行動したりする。守られなければ遊びが成立しなかったり、集団での行動がとれなくなったりして、当然、仲間からはずされることとなる。学習場面でいうと、学級で「チャイムを守ろう」と生活目標が示されると、その集団は守ろうとする。守られないものは集団から非難され恥ずかしい思いをする。「チャイムで着席」なのか「チャイムで始業」なのかは指導者によっても異なるが、指導者は注意を

繰り返したり、その意義を説いたりして守らせている。

児童生徒はこのような体験を重ね、それぞれの集団に合わせた規範意識を身に付け、集団が集団として成り立つよう、行為の規準としている。

規範意識の醸成には、多様な社会性、道徳性が大きく作用すると考えられる。ルールやマナーを守ろうとする規範意識の醸成には、例えば、思いやりや自律、協調性などが相互にかかわっている。「心の活力」を一体的に描く：永田繁雄氏)多くの学校では、道徳の時間をはじめ、

様々な体験活動を通して、思いやりや役割、責任などの道徳性をはぐくもうと日々実践している。



6 本研究における実態調査

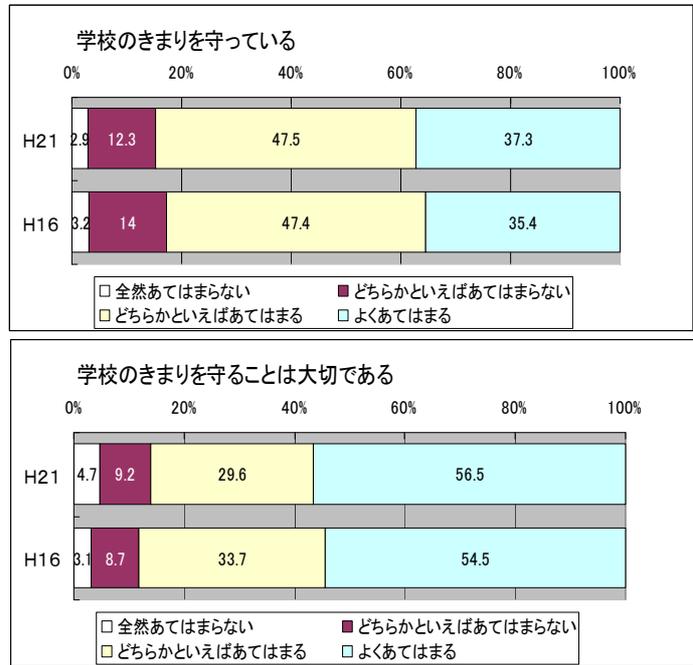
(1) 実態調査の概要

愛知県内の小学2, 4, 6年生と中学生及び高校生の規範意識と、その保護者には、子供の様子や子供へのかかわり、学校への協力意識を調査した。調査は、6,500人を対象に実施し、児童生徒用、保護者用共に択一式である。平成16年度に実施した「豊かな心の育成を目指す指導の在り方に関する研究」の調査と、規範意識の項目を取り上げて経年比較し、規範意識の変容もつかむこととした。

(2) 実際の行為と意識の差

図2は「学校のきまりを守っている」「学校のきまりを守ることは大切である」について、「全然当てはまらない」「どちらかと言えば当てはまらない」「どちらかと言えば当てはまる」「よく当てはまる」と回答した割合を表したものである。「守っている」という「よい子」は増加傾向にある。しかし、「学校のきまりを守ることは大切である」という意識はやや減少している。この2つ

図2 実際の行為と意識の差

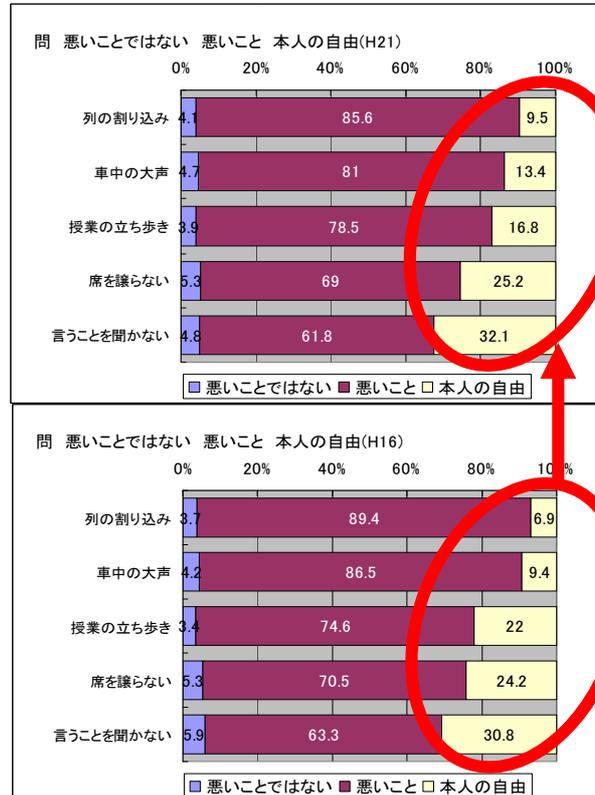


の項目からは、周囲への同調志向の割合が増加傾向にあると判断できる。他に「時間を守る」「命を大切にする」「うそをつかない」「人にやさしくする」「あいさつする」について、大切であるかという意識と実際にそうしている行為を調査した。命や思いやりに関する項目は、意識と行為に差がなく、時間を守ることやあいさつすることに関する項目については、意識と行為に差があった。今後、道徳的実践力を高めることが望まれる。

(3) 「悪いことではない」「悪いこと」「本人の自由」

図3は様々な行為に対して「悪いこと」か「本人の自由」かについて調査した8項目の内、経年調査した項目のみ、割合の高い順に示した。「並び順を守らず、列に割り込みをすること」「電車内や駅など公共の場で大声で話すこと」「授業中に勝手におしゃべりしたり立ち歩いたりすること」「電車内で、お年寄りや体の不自由な方に席を譲らないこと」「親や先生の言うことを聞かないこと」の順に規範意識が高いと言えるが、「授業中のおしゃべりや立ち歩き」を除いて、他は「悪いこと」と回答する割合が減少し、「本人の自由」が増加した。善悪の判断があいまいである割合が増加していると考えられる。必要な価値を教え、多様な考えに触れさせながら、体験を繰り返す中で判断力を高める必要性を感じる。

図3 「本人の自由」が増加



(4) 保護者の意識

(3) の項目について、「児童生徒の行為として」保護者に調査した。すべての項目で児童生徒より「悪いこと」の割合が高かったが、「お年寄りや体の不自由な人に席をゆずらないこと」については「悪いこと」の回答は 71.9%に留まり、差がなかった。保護者のもつ規範意識を児童生徒の規範意識を高めるために生かすと共に、社会全体の規範意識を高めたい。

また、「学校への協力」意識についても調査した。図 4 のように「行事への参加」や「学習習慣、生活習慣の改善」については協力意識が高い。しかし、「具体的な意見を言うこと」については「協力できない」という抵抗感が増える。連携する際、互いに意見を伝える場の設定の機会や内容、方法について配慮する必要がある。

(5) 児童生徒と保護者のずれ

児童生徒に「よいことと悪いことを教えてくれる人はだれですか」を聞くと、図 5 のように 77.2%の割合で「親」と回答している。5 年前よりその割合は上昇し、身近な「親」の意識が、児童生徒の価値観に大きく影響することが分かる。また「悪いことをして親に強くしかられる」経験について、「全然ない」「どちらかといえばない」と回答した割合は増加している。「強くしかられる」は 65%ほどの児童生徒が「ある」と回答している。また「親はルールやマナーを守ることの大切さを教えてくれる」と答える割合は 77%を超えている。しかし、保護者が児童生徒へ「ルールやマナーを守ることの大切さを教えている」の回答は、児童生徒の「教えられている」より割合が高く 93%に迫っている。児童生徒の「教えられる」と保護者「教えている」のずれが生じており、保護者が思うほど児童生徒には伝わっていないことが分かる。大人は、このことを忘れずに、様々な場面で必要に応じて繰り返しかかわりをもつことが大切であると考えます。

図 4 保護者の学校への協力意識

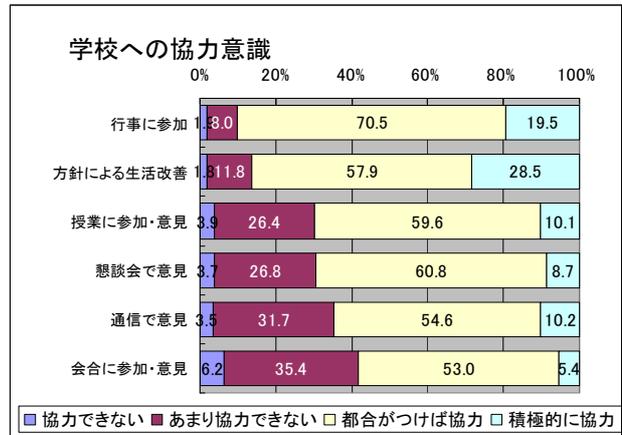


図 5 祖父母や友だちの割合が減少した

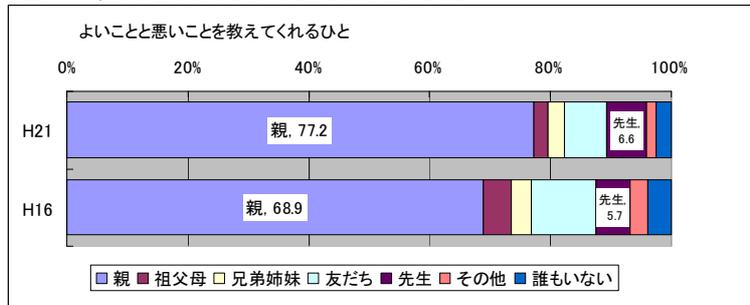


図 6 親は強くしからなくなった

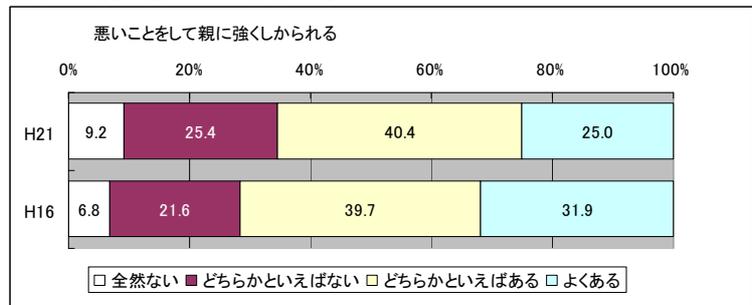
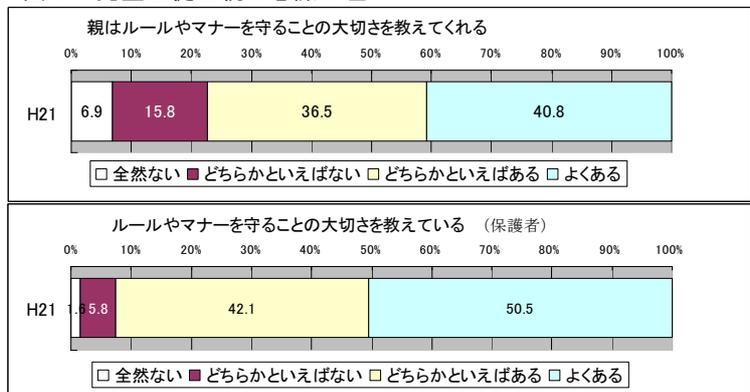


図 7 児童生徒と親の意識の差



7 道徳性の発達段階

小中学校の新しい学習指導要領では、「2の道徳性の発達と道徳教育」で道徳性の発達や各学年段階における道徳性の育成について述べており、まとめると次のようになる。

低学年	中学年	高学年	中学校
自分でしなければ ならないことができ るようになる。 善悪の判断は教師 や保護者の影響を受 けるが、理解できる ようになってくる。	集団のきまりの意義 を理解したり、自分たち で決まりをつくり守ろ うとしたりする。 身近な人を意識して、 自己の在り方を決める。 相手の立場にたって考 えることの大切さを自 覚させる。	相手の身になって人 の心を思いやる共感能 力が発達。自分の役割や 責任を自覚する。自律的 な傾向を育てる。民主的 な社会を維持し発展さ せる価値観と規範意識 を形成させる。	中学生の自己探求と 自己確立の過程は、他律 から自律への過程でも ある。 大きな影響をもって いた親や教師の存在は 相対的に小さくなり、仲 間集団が大きな影響を 及ぼす。

これらの流れは、他律から自律へと発達を促すようになっている。児童生徒の規範の価値を判断する基準が、親や先生から、身近な存在、他人、集団、社会へと広がっている。

学習指導要領の他に、道徳性の発達について大いに参考となる研究がある。

当総合教育センターでは、平成16年度から平成18年度までの「豊かな心の育成を目指す指導の在り方」に関する研究で、児童生徒の道徳性の発達段階についてコールバーグの研究を取り上げ、次のようにまとめている。

- | |
|--|
| <p>I 慣習的水準以前<善悪を行為の結果(罰, 報酬, 好意)により解釈>
(第1段階) 罰と服従への志向「叱られるから悪い」「守ると褒美がもらえる」
(第2段階) 相互主義志向「やってくれたからやってあげる」「やられたらやりかえす」</p> <p>II 慣習的水準<結果よりも周囲の期待自体に価値>
(第3段階) 「よい子」志向「喜ばれることが善いこと」
(第4段階) 「法と秩序」志向「義務を果たし、社会秩序を維持する」</p> <p>III 原理的水準<道徳的価値と道徳的原理を定義しようとする努力>
(第5段階) 社会契約的な法律志向 個人の権利や社会的規準によって定められる
(第6段階) 普遍的な倫理的原理の志向「己の欲するところを人に施せ」</p> |
|--|

ノーマン・ブルによる「社会律」の考え方も大いに参考となる。ブルは、他律から自律に至るまでに「社会律」が存在することを示している。次のように発達の段階を表にまとめた。

	道徳以前	他律	社会律	自律
キーパーソン	自分(本能)	親・教師	友だち	自分(理性)
動機	自分の快・不快	大人からの賞罰	友達からの快・不快	自分自身の理性
判断基準例	～したいから	叱られるから ～が喜ぶから	仲間外れにされた くないから	自分がして欲しい ことを人にする

ノーマン・ブル著 森岡卓也訳『子どもの発達段階と道徳教育』明治図書

これらを参考にしながら、目の前の児童生徒が、かかわっている人・もの・ことに対して、何を基準に道徳的判断をしているのかなどをとらえ、望ましい指導・対応していくことが必要とされる。

児童生徒の生活は家庭や地域での生活が大部分を占めている。児童生徒の規範意識の醸成には、言うまでもなく親の規範意識や地域の規範が大きく影響する。学校では、集団における規範が個人の規

範形成に大きく影響することを自覚し、学級や学校の集団規範を高めることが重要な課題である。

8 道徳教育の推進状況と新しい学習指導要領

(1) 道徳教育推進の状況

平成19年度調査によると、愛知県では、道徳の時間の年間授業時数は小学校1年で平均36.2時間、小学校2年から6年までで平均35.9時間と、年間標準時間より多い実態がある。中学校では平均33.8時間と標準時間をやや下回っているが、小学校、中学校共に授業の実施状況は概ねよい。

中央教育審議会の平成20年1月答申では、道徳の時間について「その指導が形式化して実効が上がっていない」「学年が上がるにつれて子供の受け止めがよくない」などが指摘された。あわせて、道徳の時間の指導に見られる問題として、①問題の直接的な解決 ②浅い読解的な指導 ③過度な教え込み ④指導過程の形骸化 ⑤体験活動との閉じた関係を、文部科学省初等中等教育局の永田繁雄教科調査官が指摘している。

高等学校では、学校の規律が保たれるよう地道な生徒指導が行われている。総合的な学習の時間や特別活動では、進路指導としてのキャリア教育が中心となり、職場実習やボランティア活動などの体験も行っている。また、公民の倫理では、人間尊重に基づく人間としての在り方・生き方について理解を深めることが目標である。しかし、倫理等教科と体験活動との関連は十分図られておらず、教科は知識の習得に留まっている。

(2) 新しい学習指導要領にみる今後の道徳教育の方向

教育基本法の趣旨を反映させた新しい学習指導要領が告示され、現在、平成23、24年度完全実施までの移行期間中であるが、道徳教育については先行実施されている。

小中学校の新しい学習指導要領の総則では「学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間を要として各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない」と述べられている。また、道徳教育を進めるに当たっては、「教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、(生徒が人間としての生き方についての自覚を深め)、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」と加えられている。

学校教育全体で、計画的に豊かな体験活動を通し、家庭や地域と連携して適切に行うという点では、従来の学習指導要領と大きく変わらないが、社会的な背景を受けて、公共の精神が重視されていることや、学年段階ごとに、集団のきまりやその意義など項目が重点化されている。また、道徳教育推進教師を位置付け、強いリーダーシップの下、全校で取り組む指導体制や家庭や地域との連携体制を充実させようとしている。

道徳の時間における指導に当たっての配慮事項では、「ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かすなど多様な指導の工夫、魅力的な教材の開発や活用などを通して、児童の発達段階や特性を考慮した創意工夫ある指導を行うこと」と「道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、家庭や地域社会との共通理解を深め、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮する必要がある」と道徳教育の充実と道徳教育推進教師の役割について触れられている。

高等学校の新しい学習指導要領では、総則の第1款の2で「学校における道徳教育は、生徒が自己

の探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階であることを考慮し人間としての在り方・生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない」と述べ、求める日本人像を具体的に掲げている。また、第5款の3(4)には「道徳教育について全体計画を作成すること」が示されている。

高等学校での小中学校の道徳に関連する公民「倫理」では、目標に「生命に対する畏敬の念」という文言が加わった。いじめに留まらず、自殺や児童生徒同士の殺傷事件の増加を反映している。さらに、「生きる主体」に「他者と共に」という文言が付き「他者と共に生きる主体」となり、公共の精神に結び付けている。また、特別活動などとの関連も図ることも配慮事項としてあげられている。

(3) 道徳推進教師について

道徳教育の指導計画の作成においては、「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に」と示されており、学校全体が一体となって道徳教育に取り組めるよう、中心的な役割を道徳教育推進教師に位置付けている。校長の方針の下、全教師が参画できる体制を具現化するために、道徳教育推進教師の役割が次のように例示されている。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①道徳教育の指導計画の作成に関すること | ②全教育活動における道徳教育充実に関すること |
| ③道徳の時間の充実と指導体制に関すること | ④道徳用教材の整備・充実・活用に関すること |
| ⑤道徳教育の情報提供・交換に関すること | ⑥授業公開など家庭や地域との連携に関すること |
| ⑦道徳教育の研修に関すること | ⑧道徳教育における評価に関すること |

今後、全教師はもちろんだが、家庭や地域とも共通の認識をもち、道徳教育が充実するよう機能的な体制づくりが必要である。新しい学習指導要領解説道徳編の第7章には「家庭や地域社会との連携」がある。社会の価値観が多様化している現在、学校・家庭・地域が連携し、交流を密にすることは児童生徒の道徳性をはぐくむためには極めて重要である。道徳教育推進教師が連絡・調整役となり、効果的な連携の在り方を構築していく必要がある。

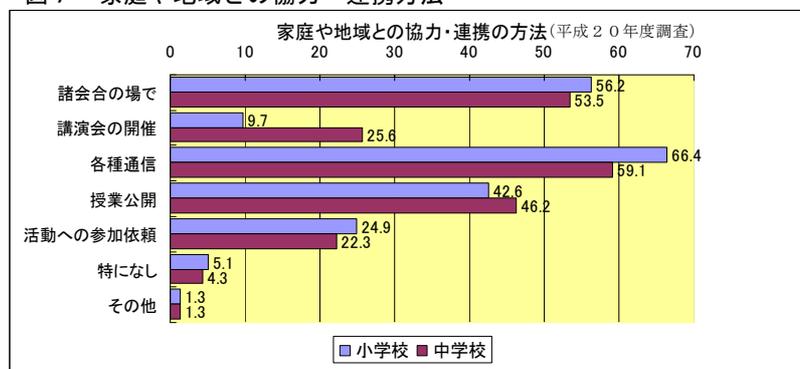
9 相互連携とは

(1) 今までの連携の在り方

昭和52年の学習指導要領改訂で「家庭や地域社会との連携を図りながら」、「道徳的実践の指導を徹底する」ことが加えられ、その中で

「家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るように配慮する」と述べられていることから、すでに30年ほど前から、学校と家庭、地域の連携の重要性があげられていることが分かる。図7は愛知県の各学校における道徳教育に関する連携の方法を示したものである。現在では積極的な取組が試みられている。高等学校でも、学校の情報発信を積極的に行っており、県下178校のうち、113校が「地域交流・地域連携」を行っている」と回答し、92校が「公開授業」を実施して

図7 家庭や地域との協力・連携方法



いると回答している。(出典「県立学校等における情報発信の現状と展望」平成21年3月)

しかし、平成8年の第15期中央教育審議会では「生きる力をはぐくむ教育」を学校・家庭・地域の連携協力によりすすめる改革が提言されていたが、学力低下問題が表面化したことで、道徳教育の視点が薄れてしまった。学校は「開かれた学校づくり」を目指し、学校の教育施設の開放や情報の公開、地域の教育施設や地域人材の活用をすすめ教育活動を充実させてきた。これらの連携は主に、学習目標を達成するための取組であり、学校主導で行われてきた。平成16年に実施された「教育行政機関における学社連携支援活動に関するアンケート調査」では、「学社連携の目的は問題解決能力の育成や自己学習能力の育成に重点が置かれていること」が分かり、人間関係を形成する力や社会性の育成はあまり重視されていないとまとめられている。

(2) 規範意識を高めるために効果的な連携の視点

従来の連携から一歩踏み出し、「相互連携」に必要な視点を次のようにとらえた。

① 目標や求める児童生徒像の明確化・共有化

児童生徒の実態を把握し、改善内容や方針について学校、家庭、地域が共に話し合うために、顔を合わせて協議する場を設定する。

② 役割の分担と協力

児童生徒の発達段階を考慮しつつ、互いの教育環境や教育機能を生かし、目標達成に向けての具体的な取組を明文化、宣言する。

③ 継続性・組織性

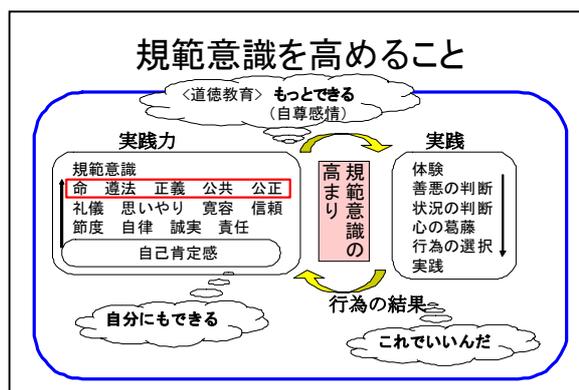
個人的、単発的活動ではなく、組織的に一体となった継続的に取り組む。

④ 相互の成長

互いの取組を公開することで自己変革のきっかけとする。連携することが相互の学び合いとなり、そうなることが継続性を高める。

相互連携とは、学校・家庭・地域が目標を共有し、目標達成のために、それぞれの役割を認識し、組織的継続的に協力して行うこと。

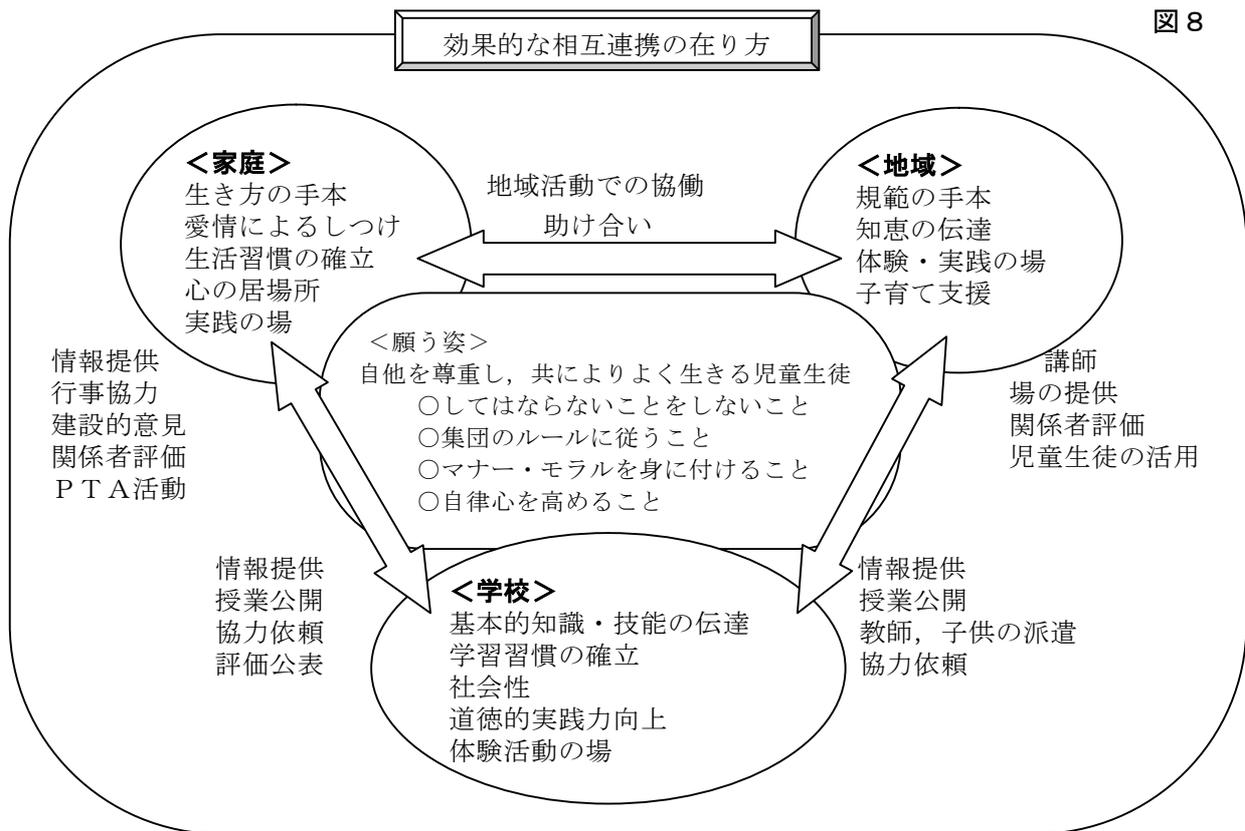
例えば、保護者や地域に情報提供をしたり、ゲスト・ティーチャーを講師として活用したりすることは連携の始まりである。そこから、常に情報が交換できる体制を整備したり互いの意見を交わしたりしながら、目標達成のために組織的・継続的に協力する連携が期待される。特に、規範意識を高めるためには、児童生徒の発達段階に応じて、それぞれの立場で効果的に働き掛けることが重要である。学校・家庭・地域が正しい規範モデルを示すことで、周囲に同調しやすい時期にある児童生徒の規範意識の混乱を軽減させ、望ましい規範へ意識を高めることができる。と考える。(次頁 図8)



(3) 児童生徒や保護者の思い

平成16・17年度文部科学省委嘱による「義務教育に関する意識調査」(ベネッセ)によると、小学校・中学校調査において「学校生活で身に付ける必要がある力」として、児童生徒自身が「よいことと悪いことを区別する力」「まわりの人と仲よくつきあう力」を選択している割合が上位二つに入る。保護者調査においても、「学校外の教育で身に付ける必要性が高い能力・態度として、保護者は「善悪を判断する力」「社会生活に必要な力」を選択した割合が上位二つに入り、9割に迫る勢いである。

児童生徒と保護者、教師の三者に加え、学校評議員など学校外部からも要請が強く、規範意識をはじめとした道徳性をはぐくむことは、社会全体の願いである。



10 平成 21 年度の取組

本年度は実践研究 1 年次に当たり、学校の実情に応じながら、効果的な相互連携の実践に加えて、校内の指導体制の構築や規範意識を高めるための指導法も充実させるために、研究主題と副題を次のように考え、実践を重ねている。

<p><主題> 規範意識を高める学校・家庭・地域の相互連携の在り方に関する研究</p> <p><副題> ー学校・家庭・地域の相互連携を核とした道徳教育の推進ー</p>

道徳教育推進教師(これに準ずる生徒指導主事等も含む)を中心にして、道徳教育全体計画に位置付けられた実践を通して効果的な相互連携の在り方を、児童生徒やその保護者、教師の変容から探る。

(1) あま市立甚目寺西小学校

道徳教育を教育活動の中心に据えている。一人一人の規範意識を醸成しモラル向上を目指す中で、人としてどう生きるべきかを考える力を育てることに重点を置いた。そして、「思いやりのある言動がとれる子」「きまりを大切に生活ができる子」の二つを、目指す子供の姿とした。三つの部会を立ち上げ研究を進めた。一つ目は授業研究部会で「共感したり違いを認め合ったりする授業の工夫」、二つ目が体験活動研究部会で「心をたがやす豊かな体験活動の工夫」、三つ目が連携推進研究部会で「心の根っこが育つ家庭・地域との連携推進活動の在り方」をそれぞれ研究している。

(2) 豊橋市立岩西小学校

地域とかかわることで思いやりの心や公共心を高めることをねらいとして研究している。そのために、いのち・交流・生き方の三つの要素を重視した生活科と総合的な学習の時間における単元の展開を工夫する。手だてとして①体験活動の時間を多く設定する。②道徳や社会科との関連を図る。③目

的意識をもって何度もかかわる。④話す・聞く・伝え合う活動の充実を考え、実践を行っている。その結果、子供たちは、総合的な学習の時間で地域の外国人と接することにより、考え方や文化など、多くの違いがあることを実感しはじめている。

(3) 武豊町立武豊中学校

規範意識を高めるために学級でできる活動を研究の中心としている。「集団や社会の規範意識を高くする要因」と思われる「自己肯定感・集団への所属意識」をより確かなものにするこで、規範意識の向上を目指す。その手段として、「心のノート」を活用した道徳の授業や学級経営の実践をし、規範意識向上に結び付く「考え方」を身に付けさせ、家庭や地域でそれを実践していく意欲を高めていくことを目指し実践している。

(4) 刈谷市立朝日中学校

まごころをもち心身ともに健全で、地域から愛される生徒を育成するために、道徳教育の年間指導計画を見直し、かかわり合いを大切にした道徳の時間を計画的に実施した。豊かな心を育てる体験活動を実施し、道徳の時間との関連をもたせたり、学校・家庭・地域とのふれあいを深める活動を実施したりした。その結果、生徒は学校や社会のルールを守ろうとする姿勢がみられ、規範意識の高まりが感じられるようになってきた。今後は「おやじの会」の活動については、生徒の規範意識をより高められるよう、保護者の思いを大切にしながら目標を共有化し、継続化を図りたい。

(5) 愛知県立守山高等学校

今回の新学習指導要領から、道徳教育の全体計画を作成することが義務付けられ、学校はどのようにして生徒の道徳性、社会性を養っていったらよいか急務の課題となってきている。そのため、生徒の現状を踏まえ、生徒の人間関係形成能力を育成すること、また、自己実現に向けた意志決定能力を身に付けさせることをねらいとした。総合的な学習の時間や各教科における道徳の在り方、地域で体験する実践活動の在り方を中心に研究し、地域社会と触れ合う機会を通して生きるための実践的な力を育てる活動を積極的に行っている。

(1)から(5)の詳細については、各学校の実践のページを参照

11 おわりに

規範意識に関する実態調査を実施し分析を進めながら、規範意識を高めるための学習内容や指導法、学校・家庭・地域の効果的な相互連携の在り方を探ってきた。家庭や地域の人とのかかわりを意識した実践の中で、児童生徒は、人の思いや温かさに触れ、人にかかわることのよさを実感している。そして、自己肯定感を高めながら、学校や地域の一員としての役割や責任を自覚し始めている。

それぞれの実践を深めるために、既存の委員会を広げたり新たな連携委員会を設置したりして、相互連携に取り組んだことで、児童生徒の変容に加え、保護者や地域からは児童生徒に関する声が学校へ寄せられつつあり、大人の視線が児童生徒へ向けられるようになった。

まだ、学校主導の連携であり、今後、保護者や地域からの声や要請にもこたえつつ、課題に対して共に取り組み、相互にとって有益となるよう研究を深めていく必要がある。